

最強の繰延節税

ハイブリッド節税解説書



戦略財務総研

目次

1. 会社紹介	
1-1. 戦略財務総研とは？	P.3
1-2. サービスの特徴と方針	P.4
1-3. スキーム組成・成長支援	P.5
2. 経営者が抱える節税課題とは？	P.6
3. 経営者が押さえておくべき節税知識	
3-1. 近年の税制動向	P.7
3-2. これまでの繰延節税商品・事業のデメリット	P.8
4. 繰延節税の価値	
4-1. 本当に繰延節税は意味がないのか？	P.9
4-2. 繰延節税商品の見極めポイント	P.10
5. 弊社おすすめ「ハイブリッド節税」	
5-1. 弊社取扱商材「ハイブリッド節税」	P.11
5-2. ハイブリッド節税の特徴	P.12
6. ハイブリッド節税商品例	
6-1. 取扱商品例①【少額減価償却資産×匿名組合】を活用したスキーム	P.13
6-2. (補足) 少額減価償却資産型の概要	P.14
6-3. 取扱商品例②【中小企業経営強化税制×新規事業運営】を活用したスキーム	P.15
6-4. (補足) 中小企業経営強化税制の概要	P.16
7. 旅費規程	
7-1. 旅費規程の導入	P.19
7-2. 旅費規程の否認リスク	P.21
8. ご利用に向けて	P.22
9. 運営会社ご紹介	P.23

1-1. 戦略財務総研とは？

戦略財務総研では、財務戦略コンサルティングサービスとして、各社様向けの担当コンサルタントにて、貴社の**経営状況・今後の事業計画と見通し・経営者様のお考え**などをお聴かせいただいた上で最適な対策をご提案しております。



当社
サポート
領域

1-2. サービスの特徴と方針

当社では、コンサルティングフィーモデルではなく、数多ある節税スキームの中から、貴社の状況に適切な会社とお繋ぎするモデルをとっています。そのため、投資金額の一部が当社の手数料になることはなく、投資リターンに影響を与えることはありませんので、ご安心してご相談ください。



2.経営者が抱える節税課題とは？

戦略財務総研にお問い合わせ頂くなかで、以下のような節税課題に直面している経営者様が多くいらっしゃいます。

設備投資や人材投資したいのに
税金で**資金が足りない**

法人税だけではなく**個人の所得税・住民税**の
節税対策も考えたい

節税したいが、**コンプライアンスや
否認リスクが心配**で積極的に取り組めない

顧問税理士は保守的で、
積極的な節税提案をしてくれない

従来の節税商品では
あまり効果を感じなかった

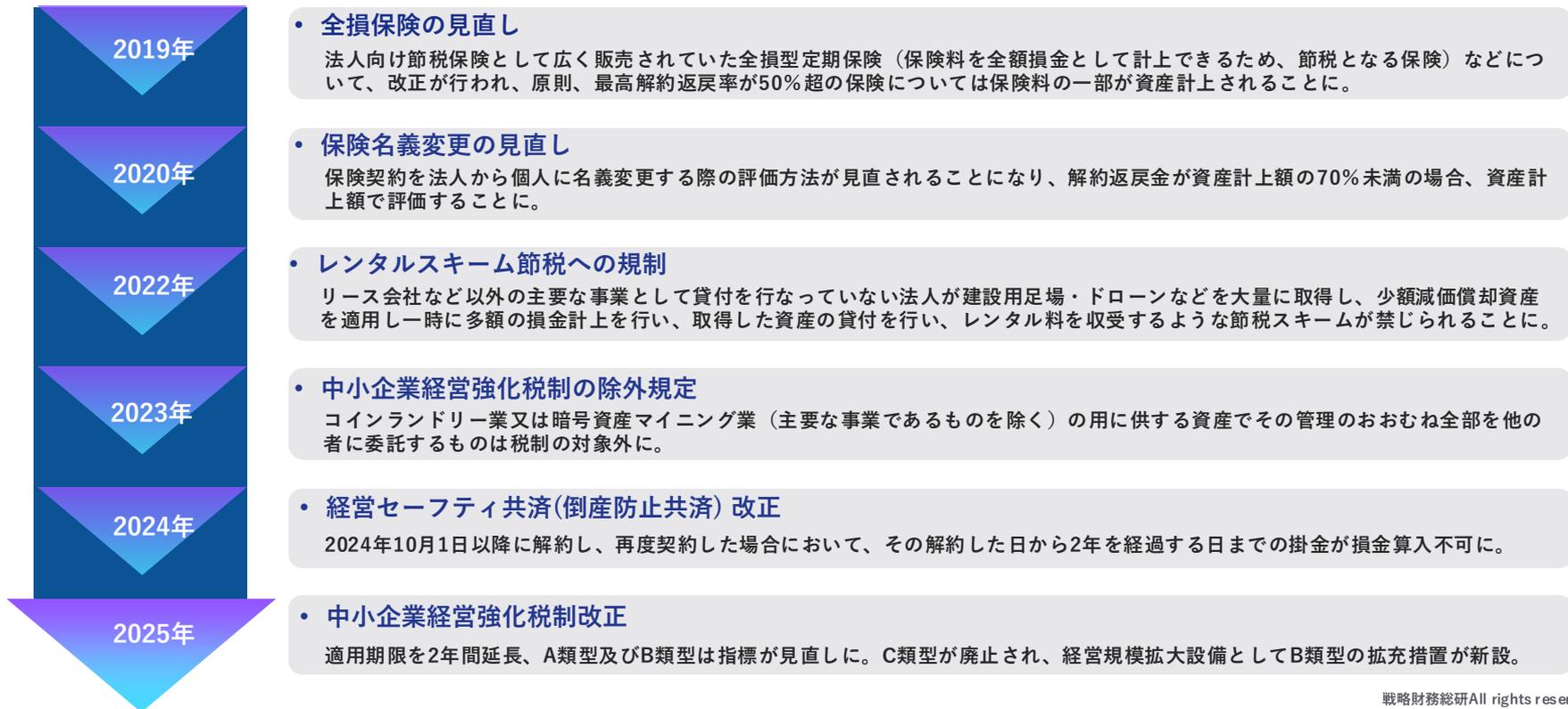
社会保険料の負担が重く、
適切な対策方法が分からない

本資料ではこのような経営者様に向けて、繰延節税の方法を中心にご紹介致します。



3-1. 近年の税制動向

近年の税制の変化により、これまで有効だった節税対策も次々に使用できなくなっています。



3-2.これまでの繰延節税商品・事業のデメリット

従来の節税商材には様々なデメリットがあります。下記のようなデメリットがある繰延節税商品を活用しては、ただ利益を先延ばしているだけで本当の節税効果は得られません。

従来の節税商材の問題点

初年度損金率

初年度損金率が最大でも90%程度
なため、その時点で手元資金が減少する

投資回収期間

リース期間が6-12年と長いため、
インフレ局面が続く昨今だと実質的な
価値が減少する可能性がある

投資回収率

回収率が最大109%(101%の案件も)
のため、インフレ率に勝てない
可能性がある

代表的な繰延節税商品のデメリット

航空機オペレーティングリース

- ・ 回収期間→10年前後
- ・ 期待回収率→105%前後
- ・ 中途解約は原則難しい
- ・ 為替変動リスクがある

暗号マイニング資産

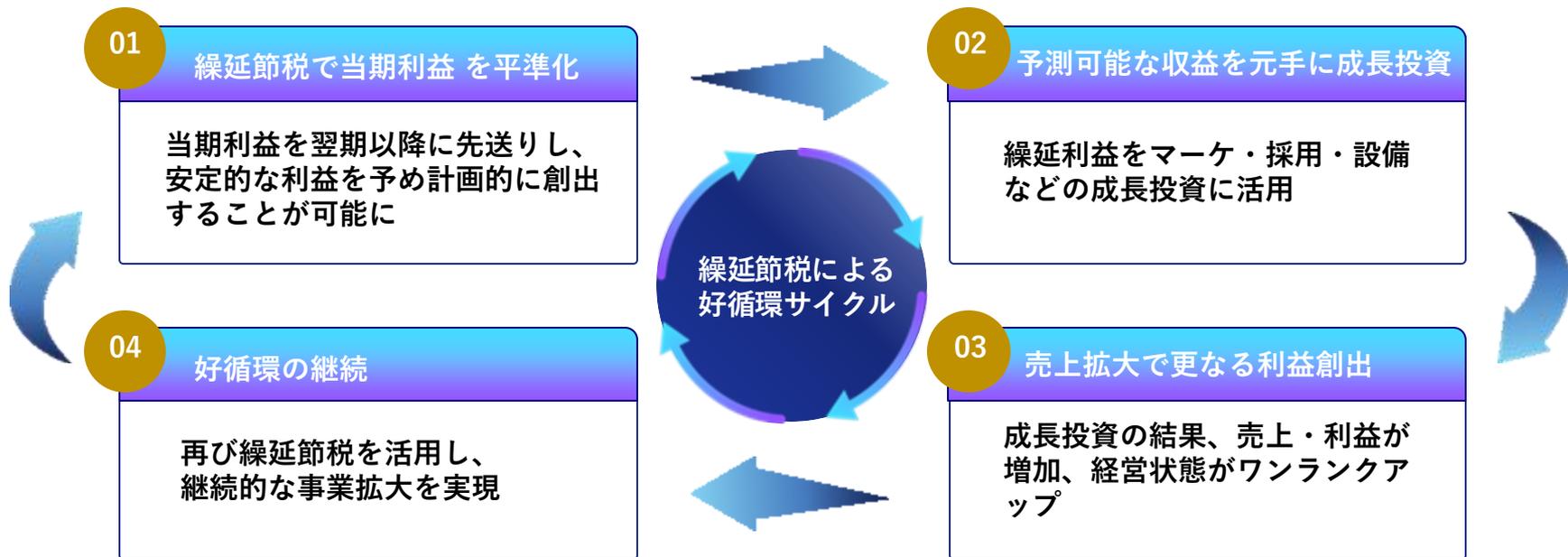
- ・ 即時償却が不可能に
※2025年中小企業経営強化税制の対象設備から除外
- ・ 暗号資産の市況に大きく左右される
- ・ 投資した金額を下回るリスクがある

コインランドリー

- ・ 回収期間→10年前後
- ・ 期待回収率→105%前後
- ・ 初期投資や店舗の維持コスト高い
- ・ 立地、天候、季節によって大きく
売上が変動する

4-1. 本当に繰延節税は意味がないのか？

前頁の通り、従来の繰延節税商品にはデメリットがあり、多くの経営者が「結局後で税金を払うから繰延節税は意味がない」と思い込んでいます。しかし、これは大きな間違いです。繰延節税を正しく活用すれば、事業を飛躍的に成長させる強力な武器になるのです。



4-2. 繰延節税商品の見極めポイント

繰延節税商品を正しく活用するために、戦略財務総研では、手残り資産の最大化と、税務否認や投資先のデフォルトというリスクの回避を最優先に考え、提供スキームを決めています。

POINT01

投資リターン率/期間

- 3-5年の期間での投資回収
- 120%以上のリターン率
- 但し、特定年度後の赤字への当て込みや、利益平準化が目的の場合は別検討軸が発生

POINT 02

損金計上ロジック

- 税務調査での否認実績の有無
- 弁護士の所属/氏名明記の意見書の用意があるスキームを利用
- 但し、税務調査の場で「節税目的の投資」と回答した場合の税務調査否認は非該当

POINT 03

与信・事業安定性

- 成長市場の事業かつ市場内での優位性が存在する
- 経営陣やオーナーの過去の経歴、当該企業の裁判履歴
- 開示決算資料や第三者機関の調査データの数字

5-1. 弊社取扱商材「ハイブリッド節税」

弊社では、経営者の皆様に従来との節税商品とは異なる、**100%即時償却**ができる**高収益性事業投資型**の繰り延べ節税「ハイブリッド節税」をご紹介します。

100%即時償却可

中小企業経営強化税制や少額減価償却資産等を活用し、投資額を100%損金算入。最終利益の見込みが分かる決算月直前でも100%即時償却で税負担を大幅に軽減します。



高収益性事業投資

単なる利益の繰延ではなく、市場の成長性とビジネスモデルの優位性を重視し、高収益が期待できる事業を厳選して選定。短期間で130%以上の回収も期待できます。翌期以降に安定収益を回収し、成長投資の原資として活用可能です。



5-2. ハイブリッド節税の特徴

ハイブリッド節税とは、これまでの航空機オペレーティングリースや法人生命保険などとは異なり、**100%即時償却が可能で、かつ3~5年の短期回収にもかかわらず、135%以上の回収率を誇る事業収益性の非常に高い節税対策**です。

	ハイブリッド節税	法人生命保険	航空機リース	コンテナリース	コインランドリー
満期時 想定利率	最大 135%以上	90~95%	100%前後	100%前後	100%前後
想定満期	3年~5年	4~6年	7~10年	6~8年	10年以降
収益受取 ターム	毎月	-	毎年	毎年	毎月
損金算入率	100% 即時償却	40~60% ※全損設定も可能だが 返戻金50%未満となる	2年間で 全額損金 ※購入時に80%, 2年目 に20%を損金計上	2年間で 全額損金 ※購入時に80%, 2年目 に20%を損金計上	70%

※事業収益は想定値で保証されるものではありません。

6-1. 取扱商品例① 【少額減価償却資産×匿名組合出資】を活用したスキーム

✓ 匿名組合への出資で
税務否認リスク回避

✓ 少額減価償却資産の活用
(10万円未満の消耗品を即時償却)

✓ 3年間または5年間で
毎月安定した分配を受取



匿名組合Aの節税・収益シミュレーション (税引前利益1億円で5,000万円を繰延節税する場合)

5,000万円匿名組合Aに出資すると…
出資金額の

100%即時償却
&
今期法人税の**大幅節税**



未実施

実施後

さらに5年後回収率

135%

&



*1 即時償却：少額減価償却資産を利用することにより、取得金額10万円未満の投資額を即時償却し、法人税を圧縮することができます。

*2 法人税率33%と仮定しています。

*3 投資回収率は保証するものではありません。

6-2. (補足) 少額減価償却資産の概要

固定資産を購入した場合、国税庁が定める法定耐用年数に則って費用を計上することが通常ですが、「少額減価償却資産の特例」を受けると購入した年に全て損金にできます。尚、取得価額が10万円未満、20万円未満、10万円以上30万円未満で計上の仕方が異なります。

- 適用条件
- ・ 資本金または出資金1億円以下
 - ・ 青色申告する法人または個人事業主

	10万円未満 (少額減価償却資産)	20万円未満 (一括償却資産)	10万円以上30万円未満 (少額減価償却資産の特例)
青色申告	不要	不要	必要
確定申告での明細書添付	不要	必要	必要
事業年度ごとの上限	なし	なし	300万円まで
損金算入	消耗品として全額損金算入可	3年間定額償却または300万円を限度に全額損金算入	300万円を限度に全額損金算入
固定資産税	非課税	非課税	課税

6-2. (補足) 少額減価償却資産の概要：金額別詳細

1. 取得価額10万円未満の資産

「少額減価償却資産」といい、取得価額全額を損金算入することができます。減価償却資産としてではなく、消耗品として全額処理することも認められています。

2. 取得価額20万円未満の資産

「一括償却資産」といい、取得価額を3年間で償却できます。

3. 取得価額10万円以上30万円未満の資産

「少額減価償却資産の特例」の対象となり、特例を受けるためには前頁で記載の通り資本金または出資金1億円以下、青色申告をしているといった要件を満たす必要があります。尚、年度合計額の限度が300万円に設定されている点に注意が必要です。300万円を超えた額は通常の減価償却の処理が必要となります。

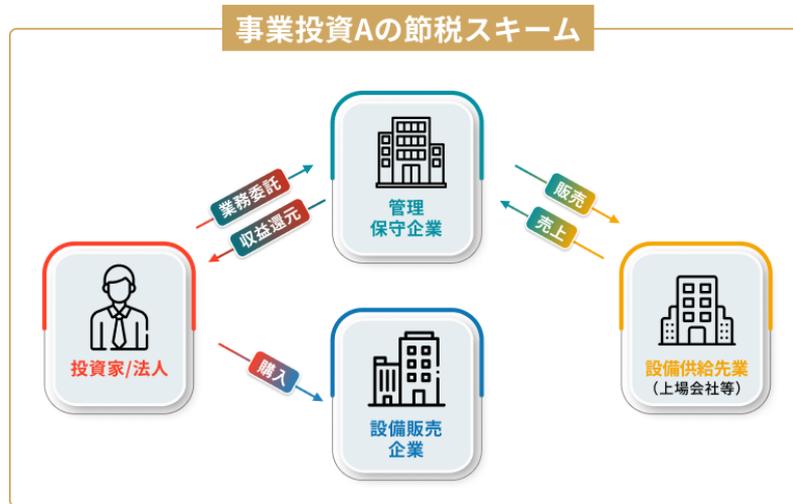


6-3. 取扱商品例② 【中小企業経営強化税制×新規事業参入】を活用したスキーム

✓ 対象設備への投資で
即時償却効果

✓ 3年間で毎月安定した
分配を受取

✓ 成長性の高い事業への
投資で高収益が期待



事業投資Aの節税・収益シミュレーション (税引前利益1億円で5,000万円を繰延節税する場合)

5,000万円事業投資Aに出資すると…
出資金額の

100%即時償却
&
今期法人税の**大幅節税**



さらに3年後回収率

120%

&



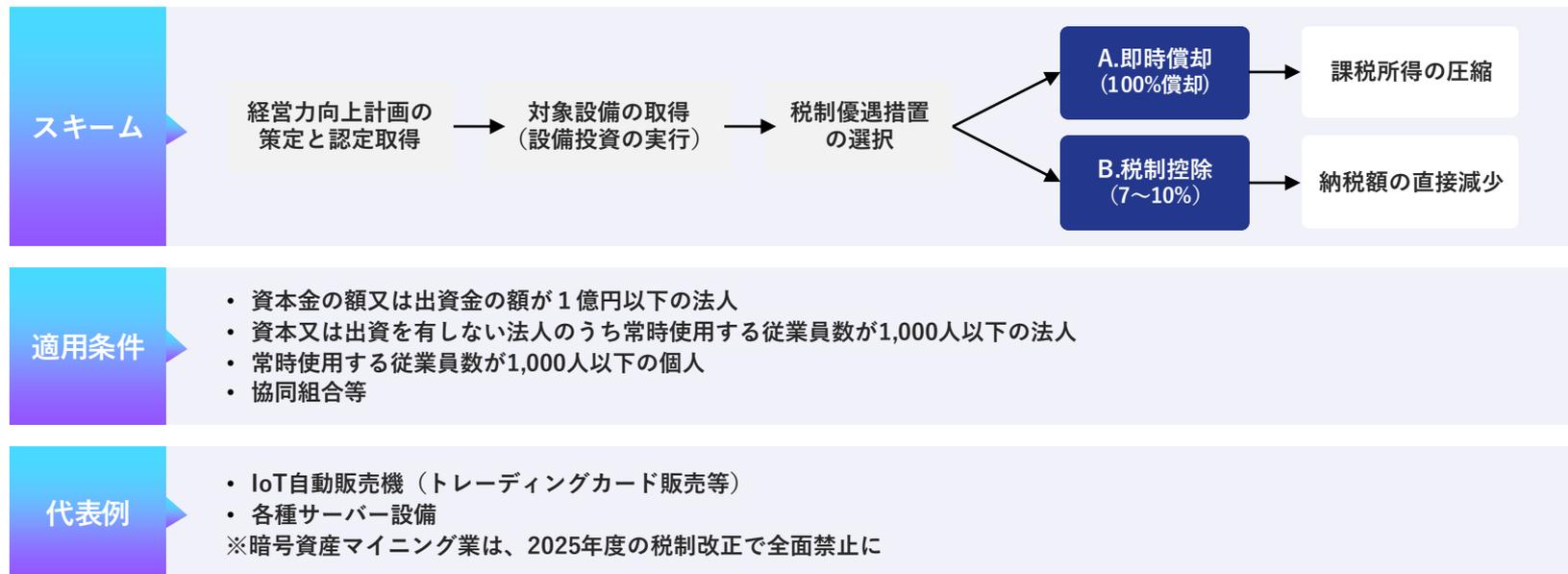
*1 即時償却：中小企業経営強化税制（中小企業が設備投資を行う際に、即時償却や税額控除の特例を受けられる制度）を利用することにより、法人税を圧縮することができます。

*2 法人税率33%と仮定しています。

*3 投資回収率は保証するものではありません。

6-4. (補足) 中小企業経営強化税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得して指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%の税額控除を選択適用することができる税制**です。



6-4. (補足) 中小企業経営強化税制の概要

出典元：中小企業庁 中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和7年度税制改正対応版）

類型	要件	確認者	対象設備（※1~4）	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※5） 国内への投資であること 中古資産/貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（30万円以上） 建物付属設備（60万円以上）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指すロードマップの作成・売上高成長率年平均10%以上を目指す 前年度売上高10億円超90億円未満 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上・賃上げ率2.5% OR 5.0%以上等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等における情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る) 建物及びその附属設備（1,000万円以上） (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。

また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

A blue-tinted photograph of two business travelers walking away from the camera on a paved walkway. The person on the left is pulling a black rolling suitcase, and the person on the right is carrying a black briefcase. The background shows a large glass window reflecting the sky.

旅費規程

1. 旅費規程の導入
2. 旅費規程の否認リスク

7-1. 旅費規程の導入

旅費規程とは、企業が業務上の出張や移動に関連して発生する費用の取り扱いを定めた社内規則です。出張等で発生する経費を一つ一つ精算すると、経理手続きがとても煩雑になってしまいます。そこで一定のルールのもとに、一つ一つの経費を集計して実費で精算するのではなく、定額精算であらかじめ決められた金額を支払う、いわば経費精算の簡略化のために認められた制度です。

旅費規程と所得税法の関係

所得税法第9条

次に掲げる所得については、所得税を課さない

(～省略～)

四 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

所得税法基本通達9-3(非課税とされる旅費の範囲)

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。(平23課個2-33、課法9-9、課審4-46改正)

(1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

(2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。



- 日当は、非課税所得となり、法人にとっては全額損金算入が可能となる。
- 旅費規程に基づく支払いは、給与所得とみなされず、所得税や社会保険料などの課税対象外となる。
- 実費と定額支給額との差額分が手取り増につながり、その分だけ毎月の役員報酬を減額すると、個人の所得税、住民税、社会保険料の節税・削減なる。

7-1. 旅費規程の導入

旅費規程がもたらす「5つの節税効果」

01

法人税

1. 旅費交通費として計上できる金額が増加
2. 法人の課税所得が減少し、法人税負担が軽減

02

消費税

1. 国内出張の交通費・宿泊費・日当は課税仕入れとして計上可能
2. 消費税計算上の経費（課税仕入れ）が増加
3. 消費税納税額の減少につながる
※海外出張の場合は、国内移動分のみが課税仕入れの対象

03

所得税

1. 定額支給と実費の差額は給与所得とみなされない
2. 役員報酬とは別枠で実質的な手取りの増加が可能
3. 所得税の課税対象とならない適正な資金移動が実現

04

住民税

1. 所得税と連動して住民税の課税対象となる所得も減少
2. 翌年度の住民税負担軽減につながる

05

社会保険料

1. 報酬額を減額しても旅費で実質手取りを維持できる
2. 報酬額の減少により社会保険料の算定基礎額も減少
3. 会社負担分と個人負担分の両方が削減可能

7-2. 旅費規程の否認リスク

旅費規程に潜む否認リスク

既に旅費規程を導入していても、否認リスクがあります。

旅費規程は正しく設計・運用すれば節税・手取りの増加に繋がりますが、いざ税務調査が入った際には多くの企業で否認されるケースが多々あります。

すでに利用されている方も以下の観点で遵守できているかご確認ください。

- ネットで入手したテンプレを利用する等で法に則っていない内容になっていないか
- 社長・役員だけが支給の対象者になっていないか
- 出張の証拠書類は正しく残されているか
- 規定を労働基準監督署に届出されているか
- 就業規則含めて最新の法改正に合わせた修正がなされているか
- 国内・国外で日当制度が分けられているか



1



専任コンサルタントと
面談をご希望の方



左のQRコードを読み取っていただくと、直接
無料相談の日程調整ができます。
お急ぎの方は、是非こちらをご利用ください。

https://timerex.net/s/watanabe_a0aa_d5fc/1704ea49/?campaign=wp

2



まずは軽く
ご相談されたい方



左のQRコードを読み取っていただき、LINEの
友達追加の後、ご相談が可能です。まずはお気軽
にご相談ください。

<https://lin.ee/9h2bpJ2>

運営会社名	株式会社戦略財務総研（会社ホームページは こちら ）
運営サービス	財務戦略コンサルティング事業、及びその付随事業
所在地	東京都港区北青山1-3-1 アールキューブ青山3階
提携先一覧	税理士法人エール / 税理士法人Five Star パートナーズ / コインタックス株式会社 税理士法人名北会計 / 村上裕一公認会計士事務所 / 瀧本拓見税理士 株式会社 YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS / 一般社団法人資産運用コンシェルジュ 永江将典（YouTubeチャンネル神の節税）  / ヒロ税理士  節税会計士タッキー 



戦略財務総研

お気軽にお問い合わせください。

[https:// s-finance.co.jp /](https://s-finance.co.jp/)



戦略財務総研

検索

